



長野県報

11月30日(月)
令和2年
(2020年)
第160号

目次

条 例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課) 2

規 則

事務処理規則の一部を改正する規則(人事課) 2

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課) 3

長野県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課) 3

肥料取締法施行細則等の一部を改正する規則(農業技術課) 3

長野県漁業調整規則(園芸畜産課) 4

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課) 8

告 示

肥料取締法施行細則第3条に基づく表示の一部改正(農業技術課) 9

保安林予定森林にする旨の通知(6件)(森林づくり推進課) 9

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 10

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 10

公 告

県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課) 11

建設業法に基づく処分(建設政策課) 11

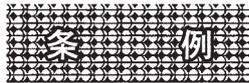
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) 11

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課) 11

本号で公布された条例のあらまし

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給月数を0.05月引き下げました。
また、一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正し、特別職の職員の期末手当の支給月数を0.05月引き下げました。
- 2 この条例は、令和2年12月1日から施行します。



一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第40号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の110」を「100分の105」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項、第6項及び第8項の規定は、令和3年4月1日から施行する。
（実施規定）
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 3 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。
第4条の2第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。
- 4 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
第4条の2第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。
（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

5 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

6 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

7 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

8 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

人事課



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第56号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(33)のアを次のように改める。

ア 長野県漁業調整規則（令和2年長野県規則第60号）の規定に基づく次の事項

- (7) 第3条第1項の規定による許可
- (4) 第4条第2項の規定による書類提出の請求
- (9) 第7条第1項及び第2項の規定による条件の付加
- (イ) 第8条第2項の規定による期間の設定
- (4) 第10条第1項の規定による許可の取消し
- (6) 第11条第1項の規定による許可の取消し
- (4) 第11条第2項の規定による許可の取消し等